

虐待対応規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人鶴寿会定款第1条に基づき法人が実施する事業（以下「事業」という。）の利用者に対する虐待に対し、適切な対応を図るため必要な事項を定めることにより、施設内での虐待防止を進め、以って、利用者の安全を護り人権を擁護することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 利用者にワイセツな行為をすること、又は利用者をしてワイセツ行為をさせること。
- (3) 利用者の心身の正常な健康を妨げるような著しい減食
- (4) 利用者の支援を著しく怠ること
- (5) 利用者に対する著しい暴言・言動
- (6) 利用者に著しい心理的外傷を与える行為や言動
- (7) 前各号を考慮し、その疑いがある行為

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 法人は、利用者本人、及び家族並びにその関係者(以下「利用者等」という)や職員から虐待の通報があったときは、虐待対応規程に基づき対応する。

- 2 職員は、虐待を発見した際、虐待受付担当者に通報しなければならない。
- 3 前項により通報を行った職員は、そのことを理由として解雇やその他の不利益を受けない。
- 4 通報した職員は、利用者本人の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、個人情報の守秘義務を負わない。但し、虚偽又は過失の場合は、この限りでない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待対応責任者)

第5条 法人は、虐待についての責任主体を明確にするため、虐待対応責任者(以下「責任者」という)を置く。

2 責任者は、施設長をもって充てる。

(責任者の職務)

第6条 責任者の職務は、次のとおりとする。

1 虐待に対しての適切な対応策の実施

- (1) 虐待通報内容の聴取、原因の追求、解決策の検討、並びに解決に向けた当事者との話し合い方法等を整理し、虐待防止委員会に諮問する。
- (2) 虐待内容の報告を受けた旨の虐待通報者への通知
- (3) 原因と解決策、改善結果を虐待通報者への報告
- (4) 虐待解決について第三者委員への報告
- (5) 虐待通報受付の町担当部署への報告
- (6) 虐待通報内容の町担当部署への経過と改善状況の報告
- (7) 町及び指定権者の調査に係る協力
- (8) 虐待受付担当者、虐待防止委員の選考

2 虐待防止を図るための対策の実施

- (1) 定期的な虐待防止に関する職員研修の実施

(虐待受付担当者)

第7条 事業の利用者等と職員が、虐待通報を行いやすくするため、法人に虐待受付担当者(以下「担当者」という)を置く。

2 担当者は、職員の中から責任者が選考し、理事長が任命する。

(担当者の職務)

第8条 担当者の職務は、次のとおりとする。

- 1 利用者等からの虐待通報受付
- 2 職員からの虐待通報受付
- 3 虐待通報受付内容の第三者委員と責任者への報告

(第三者委員の設置)

第9条 社会性、客観性、中立・公正性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、第三者委員を設置する。

2 委員は3名とし、虐待解決を円滑・円満に図ることができる者の中から、理事会で選考し、理事長が任命する。

(第三者委員の職務)

第10条 第三者委員の職務は、次のとおりとする。

- 1 利用者等からの虐待通報の直接受付、この場合は責任者に通知する。
- 2 担当者から受け付けた虐待内容報告の聴取
- 3 虐待通報者への助言
- 4 事業者への助言
- 5 虐待通報者と責任者との話し合いへの立会い及び助言
- 6 責任者からの虐待に係わる事案の改善状況等報告の聴取

(責任者、担当者、委員の任期)

第11条 責任者、担当者及び第三者委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 欠員により補充された場合は、前任者の残任期間とする。

第3章 虐待防止及び解決

(虐待対応の周知)

第12条 責任者は、本規程に基づく責任者、担当者及び第三者委員の氏名連絡先等を利用者へ周知しなければならない。

(虐待通報の受付)

第13条 担当者、責任者及び第三者委員は、別に定める「虐待通報受付書(様式第1号)」に必要事項を記載して行う。

(虐待の報告)

第14条 担当者は、受け付けた虐待通報は、すべて責任者及び第三者委員に報告する。

- 2 担当者から虐待通報受付の報告を受けた責任者は、虐待内容を確認し、別に定める「虐待通報受付報告書(様式第2号)」によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を速やかに通知する。

(虐待解決に向けた協議)

第15条 責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いに務めなければならない。

- 2 虐待通報者及び責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
- 3 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第 16 条 責任者は、虐待通報受付から解決、再発防止に向けた経緯と結果について書面により記録する。

- 2 責任者は、通報のあった事案について、虐待通報者、第三者委員、及び町担当部署に対して別に定める「状況報告書(様式第 3 号)」により速やかに報告しなければならない。

(解決結果の公表)

第 17 条 理事長は、本規程に基づく虐待及び解決の対応状況について、虐待通報者の了解を得た上で、個人情報に関する事項を除き、定期的に理事会、評議員会に報告を行う。

(虐待防止委員会の設置)

第 18 条 責任者は、事業所内における適切な虐待対応と虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置する。

- 2 虐待防止委員会は、責任者と共同で第 6 条第 1 項第 1 号、第 6 条第 2 項第 1 号を対応し実施する。
- 3 委員会の定期開催を年 1 回とし、その他緊急性のある事案が生じたときに臨時開催とする

(附則)

この規程は、平成 24 年 12 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。